明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○自然公園法の一部を改正する法律（二九）　二

〔政　令〕
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一五〇）　六
○中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（一五一）　七

〔省　令〕
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働九四）　一〇

〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務一七五）　一五
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同一七六）　一六
○特定基地局の開設に関する計画の認定を公示する件（同一七七）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、第四十七回下水道技術検定実施、第三十五回下水道管理技術認定試験実施、企業年金基金設立・変更関係　五六
地方公共団体
特定空家等の除去命令、押収物還付関係　六三
会社その他
会社決算公告　六六

本号で公布された法令のあらまし

◇**自然公園法の一部を改正する法律**（法律第二九号）（環境省）

1　利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

(一)　国立公園における協議会の設置

国立公園の区域をその区域に含む市町村又は都道府県は、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村であって当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該国立公園の区域内における集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、国立公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第一六条の二第一項関係）

(二)　利用拠点整備改善計画の認定

(一)の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、市町村又は都道府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第一六条の三第一項関係）

(三)　国立公園事業に関する特例等

認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、国立公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。（第一六条の六、第二〇条～第二三条及び第三三条関係）

(四)　国定公園における協議会の設置等

(1)　国定公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該国定公園の区域内における利用拠点区域について、国定公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第一六条の七第一項関係）

(2)　国立公園における利用拠点整備改善計画等に係る規定は、(1)の協議会について準用することとした。（第一六条の七第三項関係）

2　質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

(一)　国立公園における協議会の設置

国立公園の区域をその区域に含む市町村又は都道府県は、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村であって当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該国立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第四二条の二第一項関係）

(二)　国定公園における協議会の設置

国定公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該国定公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第四二条の二第一項関係）

(三)　自然体験活動促進計画の認定

(一)又は(二)の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園又は国定公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、市町村又は都道府県及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができることとした。（第四二条の四第一項関係）